



男女共同参画推進委員会

第89回

平成29年度男女共同参画に関する作文・エッセイ 入選作品

【中学生の部 入賞作品】

男女共同参画社会をめざして

松井田南中学校1年 山口菜々花

私は、中学校の授業で、「男女共同参画社会」についてや、「イクメン」について習いました。今まで考えたことがなかったので、初めて知ることができました。これらのことを本当に実現したほうがいいのか考えてみました。

一つ目の「男女共同参画社会」についてです。意味は、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任をわかち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会のことです。家庭の外の仕事は男性、家庭の内の仕事は女性がするという人が多いです。特に、共働き世帯では、女性は仕事や家事をどっちもしなくてはならなくなりとても大変です。それを少しでも楽にしてあげられるためには、家族が家事を手伝うということだと思います。私たちは、家庭で毎日食事をしたり、入浴したり、睡眠・休息をとったりしています。それはほとんど、母がしてくれているからです。家庭には様々な仕事があります。調理、子育て、洗濯、掃除、団らん、食事などがあります。私は毎日、食器洗いや洗濯干しや掃除や昼飯、夕飯の配ぜんや後かた

入選作品

づけや電気・カーテン閉めをしています。私のお母さんは、平日仕事なので、お手伝いをたくさんしています。自分のためにもなるし、家族のためにもなります。中学の家庭科の教科書のグラフを見ると、中学生が家事の手伝いをする時間や人は、とっても少ないことがわかりました。これは、本当にいいのかなと感じました。お手伝いをしない理由は、めんどうくさいとか、やりたくないとか、やっても意味がないとか思っているんだと思います。将来のことを考えると、とても大切なことだと思います。まずは、自分の食べたご飯の食器を洗うこと、自分が着ていた洋服は、洗ったり干したりすることが大事だと思います。自分のことができたら、他の人の分までやればいいと思います。少しでも母を楽にしてあげられると思います。共働き世帯の人だけではなく、普段から私たちができるといいです。

これからは、「男性も女性も、仕事と家庭を両立」できるように、家族みんなで家事分担することができるといいと思います。そうすれば、一人一人豊かな人生を送れると思います。

問合せ▶困市民生活課市民協働係 (☎内線1139)

安中市消費生活センターからのお知らせ

架空請求
心当たりのない請求は無視!

【事例1】

「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」と書かれたハガキが届き、電話をしたら、弁護士を名乗る者を紹介され、指示に従いコンビニで支払い番号を伝えて取下げ料10万円を支払った。

【事例2】

大手通販会社の名前でSMSが届き、身に覚えがなかったが、連絡しないと法的措置を取るとあったので電話をしたら、未納サイト料金を請求された。最初に19万円、さらに50万円分のプリペイドカードを購入し、番号を伝えて支払った。

【ひとことアドバイス】

- ☆架空請求の請求手段は、電話、ハガキ、メール、SMS(ショートメッセージサービス)などさまざまです。
- ☆実在の事業者名をかたって本物と思わせたり、法的措置を取るなどと記載したり、消費者の不安をあおるケースも見られます。
- ☆架空請求は消費者の情報を完全に特定して送られているわけではありません。連絡してしまうと個人情報が知られ、その情報を元にさらに金銭を要求される可能性があります。未納料金を請求されても心当たりがなければ決して相手に連絡してはいけません。
- ☆不安に思ったら、すぐに消費生活センターにご相談ください。

資料提供：独立行政法人国民生活センター

【問合せ】

わからないことや困ったこと、少しでも不審に感じるものがあつたら、早めに市消費生活センターにご相談ください。

相談日時▶月～金曜日(祝日を除く)午前9時～午後4時

☎382-2228